

一般社団法人和歌山県バレーボール協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人和歌山県バレーボール協会（以下「本会」という。）と称する。英文では、Wakayama Pref. Volleyball Association（略称：W.V.A）と表示する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を和歌山県和歌山市に置く。

2 本会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 設立理念及び目的

(目的)

第3条 本会は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「J V A」という。）の加盟団体として、和歌山県におけるバレーボール競技に関する団体の総括代表団体となり、バレーボール競技の普及発展に努め、もって心身の健全な発達に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) バレーボール競技の普及・指導・発展に資する事業
- (2) バレーボール選手の育成・競技力向上に資する事業
- (3) バレーボール競技会・大会の開催・運営・後援等に関する事業
- (4) バレーボール指導者・審判員の育成と要請に関する事業
- (5) バレーボールに関する功労者や優秀選手等を表彰する事業
- (6) バレーボールの普及・振興を図るための賞品等の製作や販売に関する事業
- (7) J V A 及びバレーボール競技に関する団体等との相互連携に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 会員及び社員

(本会の構成員)

第6条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
 - (3) 特別会員 本会の運営・発展に功績のあったもの又は有識者などの中から、本会の役員又は正会員から推薦された個人又は団体
- 2 本会の正会員から組織する団体及び支部、専門委員会（以下「組織団体」とする。）を代表した責任者の中から、各組織団体1名以上5名以内をもって選出される代表（以下「代議員」という。）をもって社員とする。
- 3 代議員の任期は2年とし、代議員が欠けて定数に足りなくなるときは、組織団体から補欠の推薦を受けたものとする。後任者の任期は前任者の任期満了までとする。
- 4 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された社員の権利を、社員同様に本会に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（精算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（入会）

- 第7条 本会に正会員として入会しようとする者は、本会へのチーム登録及び日本バレーボール協会登録管理システム（以下「JVA-MRS」という。）に個人登録をする際、本会に有効に登録されたチームにスタッフ又は選手として所属する登録をしなければならない。この場合、JVA-MRSに前記登録手続きをした時に本会への入会の申込みをしたものとし、JVA-MRSにその登録がされた時に本会の正会員になったものとする。
- 2 前項のほか、本会に正会員、賛助会員、特別会員として入会しようとする者は、本会の入会申込書に所定事項を記載して本会会長に提出することにより、正会員、賛助会員、特別会員の申込みをすることができる。この場合、理事会が承認した時に、そのものを正会員、賛助会員、特別会員とする。
- 3 JVA-MRSに本会の役員又は指導者等として登録した個人は、JVA-MRSにその登録がなされたときに正会員になったものとする。

（会費）

- 第8条 正会員は、本会の事業活動を行う経費に充てるため、年会費を所定の期日までに納めなければならない。
- 2 賛助会員または特別会員は、年会費を所定の期日までに納めなければならない。
- 3 役員は、年会費を所定の期日までに納めなければならない。

4 会員から納められた会費は、これを返還しない。

(退会)

第9条 会員は、本会を退会しようとするときは、退会届を本会会長に提出することで、退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、法人法第49条第2項に定める総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員へ社員総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、除名の決議を行う総会の終結の前までに、弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 第9条及び前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を継続して2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡したとき
- (4) J V A - M R S で本会に有効に登録されたチームや法人又は団体が会員である場合にその法人又は団体が解散したとき

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、代議員をもって構成する。この総会をもって法人法に定める社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 役員等の報酬の額、またはその規程
- (5) 各事業年度の計算書類（貸借対照表及び損益計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 借入金並びに重要な財産の取得・処分及び譲り受け

- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議すると決議された事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会と臨時総会の 2 種とし、定時総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長が不在の場合は、副会長が招集する。

3 代議員は、総代議員の議決権の 10 分の 1 以上をもって、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がその任にあたる。会長が不在の場合は、総会に出席した代議員の中から選出しその任にあたる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、委任状と総会出席の代議員数の合計が総議決権の過半数を達した場合に、出席した総議決権数の過半数にあたる多数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総議決権の過半数を達し、かつ総議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(1) 入会の基準の決定及び変更

(2) 会員の除名

(3) 監事の解任

(4) 定款の変更

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

3 理事及び監事を選任する議案を決議する際には、一括して決議することができる。ただし、この選任を反対する代議員がいる場合は、候補者ごとに決議を行わなければならない。

4 理事又は監事の候補者の合計数が、第 23 条に定める定数を上回る場合は、候補者ごとに決議し、得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

(代理行使)

第 19 条 総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該代議員は、事前に本会へ委任状を提出しなければならない。

2 代理権の授与は、総会ごとに行わなければならない。

(総会の決議の省略)

第 20 条 代議員が総会の決議事項について提案した場合において、当該提案につき議決権のある代議員と役員の全員が書面または電磁的記録により同意の表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会への報告の省略)

第 21 条 理事が代議員全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人が署名又は記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員の設置)

第 23 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 30 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長に、数名を副会長とし、1 名を業務執行責任者として理事長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法の代表理事とする。

(役員の選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員の中から選任する。ただし、正会員以外の者を本会の理事及び監事とする必要がある場合には、理事にあっては 3 名、監事にあっては 1 名を限度として選任することができる。

2 会長、副会長及び理事長は、理事会の決議によって選定する。

3 監事は、本会の理事または使用人を兼ねることはできない。

4 第 1 項の正会員の中から選任された理事または監事が、正会員の資格を失ったときは、役員の地位を失う。

- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族、その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその業務執行に係る職務を代理し、会長が欠けたときはその業務執行に係る職務を行う。
 - 4 理事長は、会務を掌理し、理事会及び総会決議に基づき会務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるときはこれを代行する。
 - 5 その他の理事は、理事会及び総会決議に基づき会務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の損害賠償責任の一部免除)

- 第27条 本会の役員は、法人法第111条に規定する賠償責任を負う。ただし、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(役員の任期)

- 第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する年度事業のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 理事または監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。
 - 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(役員の解任)

- 第29条 理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第 30 条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な経費を支払うことができるものとする。

(名誉会長及び顧問)

第 31 条 本会には、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、本会の事業及び運営に関し、会長の諮問に答え、または意見を述べることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な経費を支払うことができるものとする。

(事務局)

第 32 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局次長、事務局課長、会計主任、事務職員を置くことができる。
- 3 事務局の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(職務及び権限)

第 34 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 事業計画及び予算に関する事項の決定
- (3) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、理事長の選定及び解任
- (6) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

(招集)

第 35 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。
- 3 会長及び副会長に事故があるときは、理事長がこれを代行する。
- 4 理事会を招集する場合は、会議の目的たる事項及びその内容、日時、場所を示した書面又は電磁的方法により、開催の日の 1 週間前までに理事及び監事に対して通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続き

を経ることなく開催することができる。

- 5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。この場合、前記理事会の招集請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がその任にあたる。会長が不在の場合は、理事会に出席した理事の中から選出しその任にあたる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び監事が署名または記名押印する。ただし、議長が会長以外の場合は、出席した理事及び監事が署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第41条 本会に、理事会及び総会の承認を受け、基本財産を設けることができる。

- 2 前項の基本財産は、総会において別に定めるところにより、本会の目的を達成させるために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。また、これを処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を受けなければならない。
- 3 本会は、会員への剰余金の分配は行わない。ただし、剰余金の一部を目的に応じた事業に充てるため、積み立てまたは翌年に繰り越して、本会の事業に充てることがで

きる。

(会計)

第 42 条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 会費
- (2) 大会参加費
- (3) 協賛金又は寄付金
- (4) 事業収益金
- (5) 国、県又は自治体等からの補助金
- (6) J V A 等からの支援金
- (7) その他の収入

(事業年度)

第 43 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類は、定時総会で報告するものとし、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 47 条 本会が精算する場合において、有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 補則

(施行)

第 48 条 この定款は、本会の登記が行われた日から施行する。

(最初の事業年度)

第 49 条 本会の設立初年度の事業年度は、本会の成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員等)

第 50 条 本会の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	東内 敏幸	河野 孝史	寺田 譲
設立時監事	川崎 真司		
設立時代表理事	東内 敏幸		

(設立時社員の氏名または名称及び住所)

第 51 条 設立時社員の氏名または名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	東内 敏幸	和歌山市	■■■■■
設立時社員	河野 孝史	和歌山市	■■■■■
設立時社員	寺田 譲	和歌山市	■■■■■
設立時社員	田中 貴司	和歌山市	■■■■■
設立時社員	渡辺 徳昭	和歌山市	■■■■■
設立時社員	前田 朋哉	和歌山市	■■■■■
設立時社員	川崎 真司	和歌山市	■■■■■

(規則の制定)

第 52 条 本会の定款について必要な規則は、理事会の決議を経て会長が定める。

(法令の準拠)

第 53 条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人和歌山県バレーボール協会を設立のため、発起人の定款作成代理人である司法書士■■■■■は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 7 年 8 月 1 日

設立時社員	東 内	敏 幸
設立時社員	河 野	孝 史
設立時社員	寺 田	譲
設立時社員	田 中	貴 司
設立時社員	渡 辺	徳 昭
設立時社員	前 田	朋 哉
設立時社員	川 崎	真 司

上記発起人の定款作成代理人

和歌山市■■■■■

司法書士 ■■■■■